

令和3年度河北町飲食業等持続化支援金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大により大きな影響を受けている飲食業又は飲食店に飲食料品を卸している卸売業若しくは小売業の中小企業その他の法人等（以下「中小法人等」という。）及び個人事業者に対し、令和3年度河北町飲食業等持続化支援金（以下「支援金」という。）を交付することにより、事業の継続を支援することを目的とする。

(交付対象者)

第2条 支援金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に本店事業所を有する事業者
- (2) 町内で飲食業を営む店舗を有する事業者又は町内で飲食店に飲食料品を卸している卸売業若しくは小売業を営む事業者
- (3) 令和元年度以前から事業により事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者
- (4) 令和3年7月から9月までの3か月間の総事業収入が、令和元年7月から令和元年9月までの3か月間の総事業収入又は令和2年7月から9月までの3か月間の総事業収入に対し3割以上減少した法人又は個人の事業者
- (5) 町税の滞納がない事業者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付対象者とならない。

- (1) 日本標準産業分類に掲げる農業に属する事業者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者その他の暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められるもの
- (4) 法人でその役員のうち前2号に該当する者のあるもの

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、令和元年7月から令和元年9月までの3か月間の総事業収入又は令和2年7月から9月までの3か月間の総事業収入の月平均額のいずれか多いほう

から令和3年7月から9月までの3か月間の総事業収入の月平均額を差し引いた額の10分の3に相当する額とし、30万円を限度とする。

- 2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第4条 支援金の交付を申請する者(以下「申請者」という。)は、令和3年度河北町飲食業等持続化支援金交付申請書兼決定通知書(様式第1号。以下「申請書」という。)に別表に掲げる添付書類等を添え、令和3年11月30日までに町長に提出しなければならない。ただし、支援金の交付は、同一の申請者に対して1回限りとする。

(交付の決定及び額の確定等)

第5条 町長は、前条の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を審査のうえ、交付の決定及び額の確定を兼ねて申請書により申請者に通知するものとする。

- 2 支援金は、申請書に記載のある金融機関口座に振り込むものとする。

(交付決定の取消し)

第6条 町長は、支援金の交付を受けた者(以下「交付事業者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱に反する行為があったとき。
- (3) その他町長が支援金の交付決定を取り消すべき事由があると認めたとき。

(支援金の返還)

第7条 前条の規定により支援金の交付決定を取り消されたときは、交付事業者は、町長の請求に応じ、支援金の全部又は一部を返還しなければならない。

(関係書類の保管)

第8条 交付事業者は、次に掲げる書類を支援金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

- (1) 申請書
- (2) その他町長が必要と認める書類

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月15日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	添付書類等
中小法人等	<ol style="list-style-type: none">1 町税の直近の納税証明書2 対象月の属する事業年度の確定申告書別表1等の写し及び法人事業概況説明書等の写し3 対象月の月間事業収入を証明する書類（売上台帳等）4 振込先口座が確認できる申請者名義の通帳の写し5 飲食店に飲食料品を卸している卸売業又は小売業は、飲食店に卸していることがわかる証明の写し（納品書等）6 その他町長が必要と認める書類
個人事業者	<ol style="list-style-type: none">1 町税の直近の納税証明書2 令和元年又は令和2年分の確定申告書第1表の写し3 所得税青色申告決算書の写し（青色申告を行っている場合）4 対象月の月間事業収入を証明する書類（売上台帳等）5 振込先口座が確認できる申請者名義の通帳の写し6 飲食店に飲食料品を卸している卸売業又は小売業は、飲食店に卸していることがわかる証明の写し（納品書等）7 その他町長が必要と認める書類